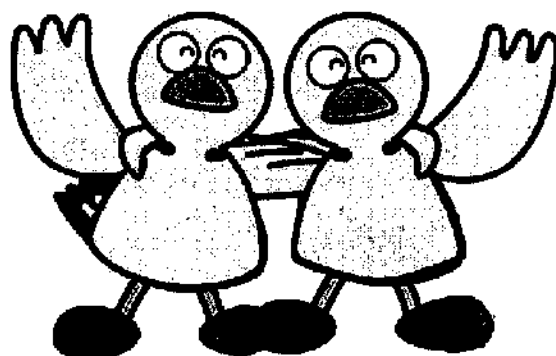


埼玉県多文化共生推進プラン

～日本人と外国人が共に進める
地域づくりをめざして～



平成19年12月

 彩の国埼玉県

あ い さ つ

埼玉県ではこれまで、外国人住民が暮らしやすい環境づくりのため、暮らしのガイドブックの作成や外国人ヘルプデスクの設置など様々な施策に取り組んでまいりました。

今後、経済をはじめ様々な分野でグローバル化が一層進展し、国内の在住する外国人の増加が見込まれます。県内においても、外国人住民は10年前に比べて1.7倍に増加し、現在、県の人口の約1.5%を占めています。

こうした中で、これからは「国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い対等な関係で共生」していく、いわゆる「多文化共生」の考え方が大変重要になってまいります。

「多文化共生」を実現するためには、外国人住民が地域社会の構成員として自立でき、日本人が外国人住民と協働して地域づくりを進めていけるような施策を展開していくことが求められます。

県では昨年度、大学教授やNGO関係者などの有識者から成る「埼玉県多文化共生検討委員会」を設置し、今後、本県がどのように外国人住民との共生を進めていくべきか報告をいただきました。

この報告を踏まえ、このたび、多文化共生施策を県全体の取組として総合的に推進するため、「埼玉県多文化共生推進プラン」を策定いたしました。

私はこのプランを市町村やNGOをはじめ関係の方々と連携しながら着実に実施することにより、外国人も日本人も共に安心・安全に暮らせる活力ある埼玉県づくりを進めてまいります。

県民の皆様の御協力をお願い申し上げます。

平成19年12月

埼玉県知事 上田 清司

目 次

1	策定の背景と趣旨	
(1)	策定の背景	1
(2)	策定の趣旨	2
(3)	計画期間	3
2	埼玉県の実況と課題	
(1)	埼玉県の現状	4
(2)	外国人住民をめぐる現状と課題	7
3	外国人住民に係るこれまでの取組	
(1)	国の取組	9
(2)	埼玉県の取組	10
4	基本的視点	
(1)	目標とすべきイメージ	12
(2)	3つの基本的視点	12
5	施策展開	
	基本的方向1 コミュニケーション支援	14
	基本的方向2 多文化共生の地域づくり	22
	基本的方向3 生活支援	30
	施策体系	46
6	推進体制の整備	49
資料1	計画策定の経緯	55
資料2	関係機関一覧	56

1 策定の背景と趣旨

(1) 策定の背景

我が国における外国人登録者数は、平成18年末現在で約208万5,000人となり、過去最高を更新しました。外国人登録者数は10年前(平成8年末)に比べると約1.5倍となり、総人口の約1.6%を占めるに至っています。

国内では、1990年の出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)の改正により、日系南米人の来日が増加しています。特に、愛知県や静岡県、群馬県など製造業が盛んな地域において、日系南米人の受入れが進んでいます。また、中国をはじめとするアジアの国々からは、「外国人研修・技能実習制度^{*1}」による受入れが拡大しています。

今後のグローバル化の進展及び人口減少傾向を勘案すると、外国人住民の更なる増加が予想されることから、外国人住民の暮らしやすい環境づくりを進め、地域社会で共生するための社会づくりをどう進めるかということが、全国的な課題となっています。

*1 外国人研修・技能実習制度

外国人研修制度は、開発途上国の労働者を日本に受け入れ、1年以内の期間で技術・技能・知識の修得を支援するもので、在留資格は「研修」。技能実習制度は、研修と合わせて最長3年の期間で、企業等と雇用関係を結び、技術をより実践的に習熟させるもので、在留資格は「特定活動」。

(2) 策定の趣旨

埼玉県内の外国人登録者数^{*1}は、県人口の約1.5%を占め、10年前と比べると、約1.7倍に増加しています。

国際的な人・モノ・カネ・情報の流れがかつてないほど活発化し、外国人住民の増加は、さらに拡大するものと予測されます。

高齢化と人口減少が進む日本において、外国人労働者をいかに受け入れ共生していくかという問題は、極めて重要な国民的課題です。国における一刻も早い制度的整備が待たれますが、外国人住民と直接向き合う自治体においても、現行制度の上に立って、できる限りの対策を講じていく必要があります。

また、外国人の定住化傾向に鑑みると、これまでの単なる外国人支援だけでなく、地域社会の構成員として自立できるような施策展開をしていくことが求められています。

平成18年3月には、総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、各自治体に対して多文化共生の計画的かつ総合的推進を呼びかけました。

本県でも、昨年度に有識者から成る「埼玉県多文化共生検討委員会」を設置し、今後、埼玉県がどのように外国人住民との共生、

*1 外国人登録者数

外国人登録者数は、原則として、「在留外国人統計」（法務省入国管理局）に掲載されている統計値を使用した。

この検討を踏まえ、多文化共生を県全体の取組として総合的に進めるため、埼玉県多文化共生推進プラン（以下、「プラン」という。）を策定するものです。

なお、このプランは、社会経済情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行い、修正、追加していきます。

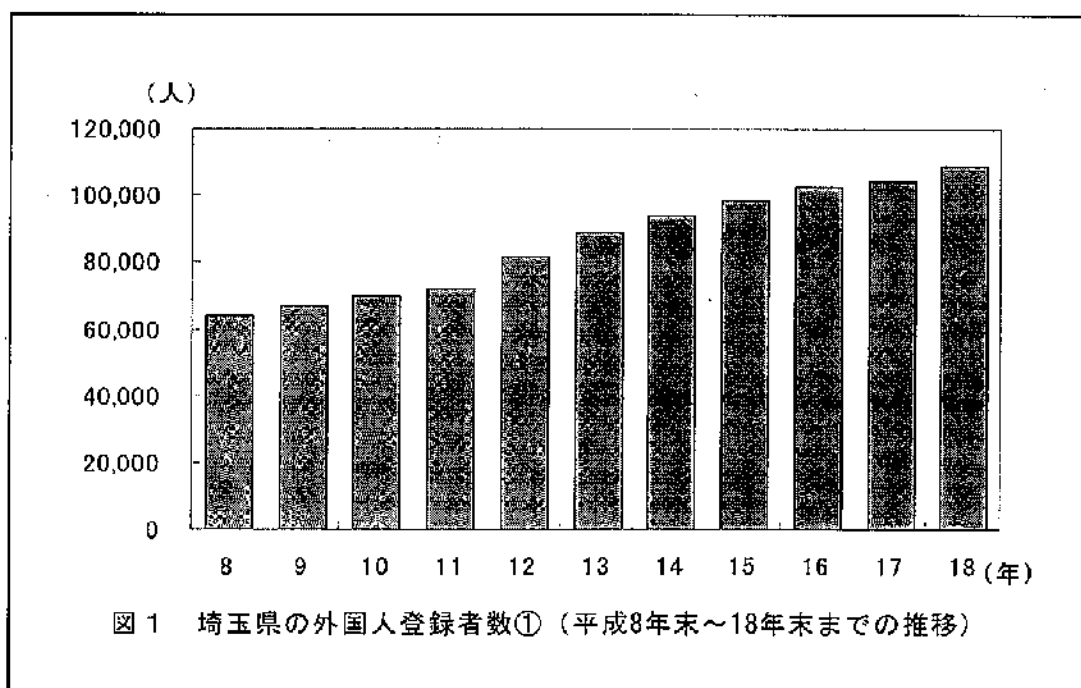
（３）計画期間

「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」の計画期間に合わせ、このプランは、平成23年度（2011年度）までに取り組むべき施策を取りまとめています。

2 埼玉県の実況と課題

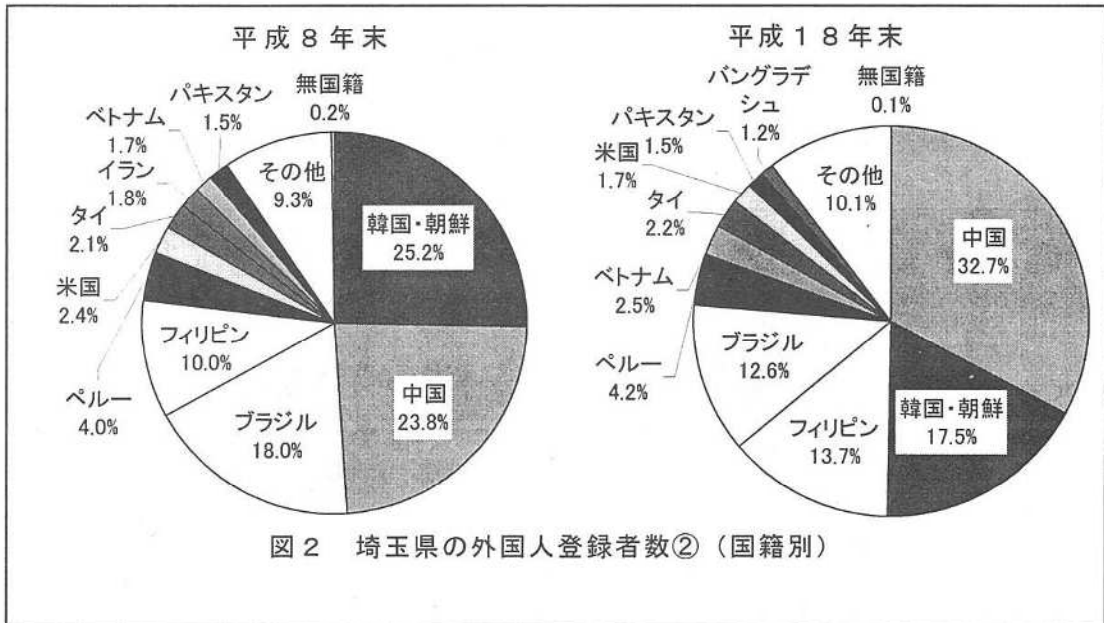
(1) 埼玉県の現状

埼玉県における平成18年末現在の外国人登録者数は、10万8,739人(県人口の約1.5%)です。県民の約65人に1人が外国人住民という割合となり、10年前の平成8年末(63,879人、0.9%)と比べると、約1.7倍の増加となっています。全国的に見ると、外国人登録者数は全国で第5位の多さになっています。〈図1参照〉



本県に在住する外国人の出身国について、国数は142か国と幅広く、国籍別では、中国(35,513人、32.7%)が最も多く、ついで韓国・朝鮮(19,009人、17.5%)、

フィリピン（14,905人、13.7%）、ブラジル（13,728人、12.6%）、ペルー（4,589人、4.2%）となっており、10年前との比較では、中国国籍が人数及び割合、いずれも著しく増加しています（平成8年：15,206人、23.8%）。〈図2参照〉



これを大陸別でまとめると、アジアが82,597人で全体の約76%、南アメリカが約18%で、ほとんどを占めています。

在留資格別では、「永住者^{*1}」が25,186人（構成比：23.2%）、次いで、「日本人、永住者の配偶者等^{*2}」が

***1 永住者**

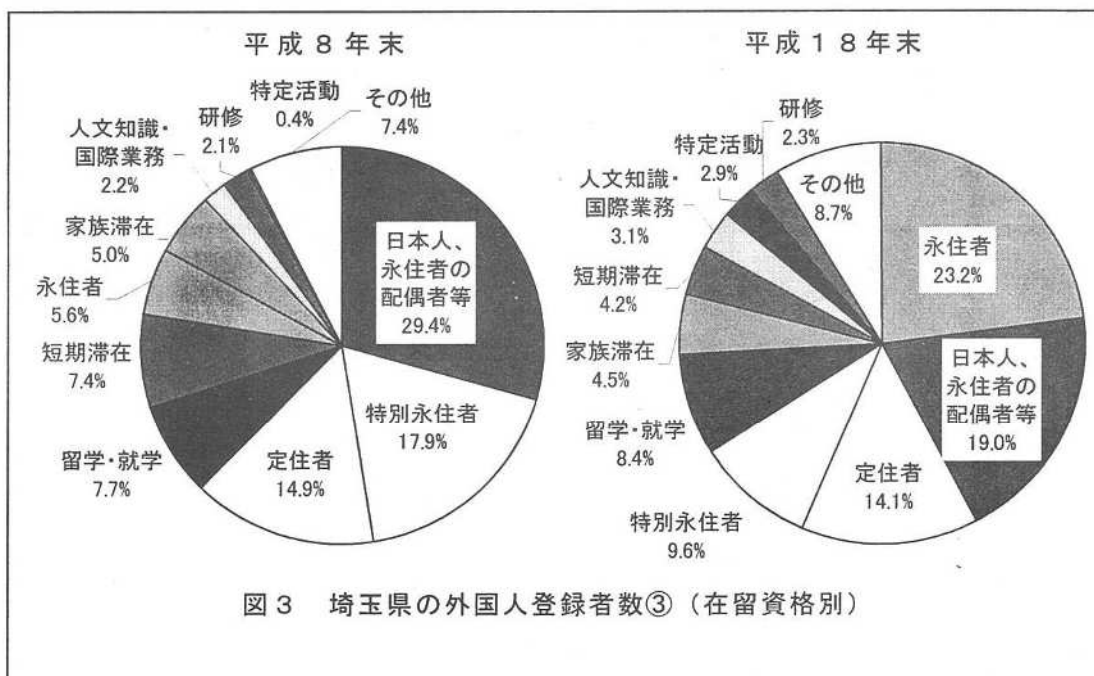
法務大臣が永住を許可した者であり、在留活動に制限はない。永住許可の要件は、①素行が善良であること、②独立生計を営むに足る資産又は技能を有すること、③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることとされている。原則として引き続き10年以上在留していることが必要とされる。

***2 日本人、永住者の配偶者等**

「日本人の配偶者等」は日本人の配偶者・実子・特別養子、「永住者の配偶者等」は永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子。いずれも在留期間は3年又は1年で、在留活動に制限はない。

20,700人(19.0%)、「定住者^{*3}」が15,306人(14.1%)、「特別永住者^{*4}」が10,409人(9.6%)の順で、これら在留活動に制限のない外国人住民を合わせると71,601人となり、全体の65.8%にも上ります。

10年前との比較では、永住者の割合が約4倍に増加し(平成8年:5.6%)、特別永住者の割合が半分近くにまで減少しています(平成8年:17.9%)。<図3参照>



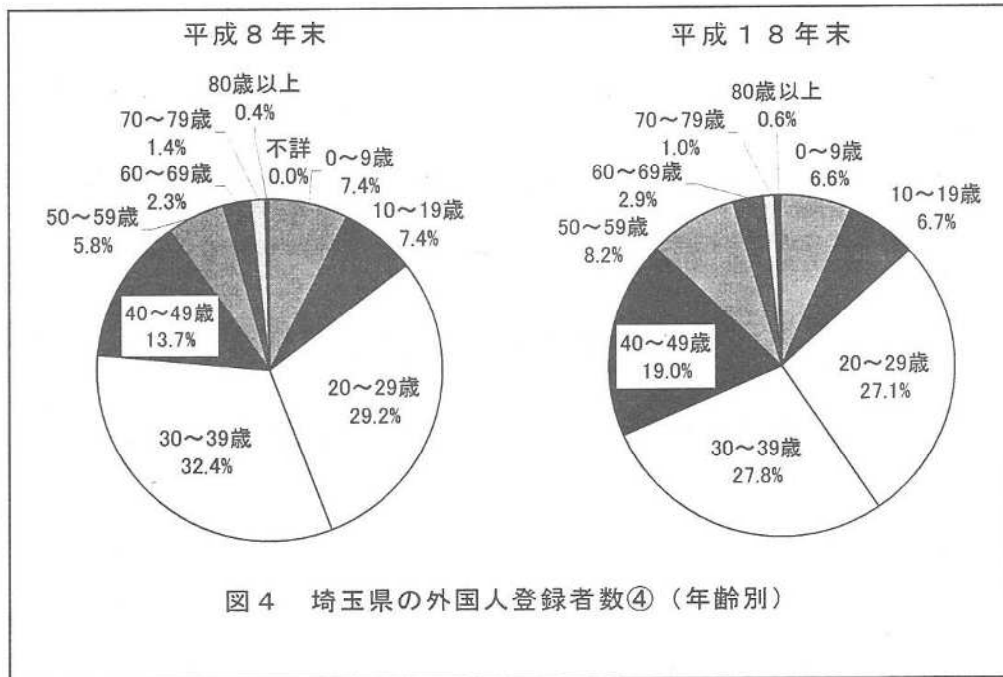
***3 定住者**

法務大臣が特別な理由を考慮し居住を認める者であり、日系3世、中国残留邦人、インドシナ難民などがこれに該当する。在留期間は3年もしくは1年又は個々に指定する期間で、在留活動に制限はない。

***4 特別永住者**

終戦前から日本に居住しており、サンフランシスコ平和条約(1952年)の発効によって日本国籍を失った後も引き続き日本に在留している朝鮮半島・台湾出身者とその子孫であり、在留期間及び在留活動に制限はない。

が最も多く、ついで20～29歳（29,474人、27.1%）、40～49歳（20,653人、19.0%）となっています。10年前と比較すると、20～39歳の割合がやや減少し、40～69歳の割合が増加しています。〈図4参照〉



（2）外国人住民をめぐる現状と課題

外国人住民については、就労、教育など生活の様々な場面で、次のような課題が顕在化しています。

ア コミュニケーション能力の不足

外国人住民の中には、日本語能力の十分でない人が相当数い

ます。外国人に対する様々な日本語学習支援の取組が行われていますが、仕事が忙しく余裕がないなど様々な理由で、日本語を習得しようという意欲の低い外国人住民もいます。このため、外国人住民のコミュニケーション能力の不足が課題となっています。

イ 日本人と外国人が地域社会を支え合う意識の不足

日本人は外国人住民を地域の構成員であると考えず、また、外国人住民も地域の活動に参加しないという現状があります。このため、日本人と外国人が、共に地域社会を支え合うという意識が不足しているという課題があります。

ウ 外国人が自立するための環境整備が不十分

教育に関しては不就学の問題、労働に関しては低賃金や長時間労働の問題、医療に関しては公的医療保険への未加入の問題などがあります。このほかにも、居住や防災など、生活の様々な場面において、外国人が自立するための環境整備が不十分だということが、課題となっています。

3 外国人住民に係るこれまでの取組

(1) 国の取組

日本の出入国政策は、専門的・技術的分野の労働者は積極的に受け入れ、単純労働者は慎重に対応するという考え方が柱となっており、20年近くほぼ変わっていません。しかし、1990年代に入管法の改正で日系人の単純労働者が一気に増えるとともに、多くの留学生・就学生がアルバイトをするなど、方針と実態が合致していないのが現実です。

一方で、和光市にある理化学研究所内では、世界をリードする研究者や留学生が増えているという現状もあります。

平成17年度頃から、多文化共生の議論が活発化し、様々な取組が動き出しています。

総務省は、平成18年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、各自治体に対して多文化共生の計画的かつ総合的推進を呼びかけました。

また、法務省は、同年9月に「今後の外国人の受入れに関する基本的考え方」を公表しました。さらに、内閣官房の外国人労働者問題関係省庁連絡会議は、同年12月に「生活者としての外国人に関する総合的対応策」をまとめています。

(2) 埼玉県の取組

埼玉県では、このような状況の中で、外国人住民への対応について、次のような取組を進めてきました。

○多言語による情報提供・相談等

- ・埼玉県暮らしのガイドの作成・配布（5言語）
- ・県ホームページの多言語化（5言語）
- ・「外国人ヘルプデスク^{*1}」の設置（8言語）
- ・専門的通訳ボランティア（法務・医療等）の養成・派遣

○教育、労働、住居、防災等に関する支援

- ・外国人生徒を対象とする高校進学ガイダンスの実施
- ・外国人留学生の就職支援
- ・外国人の住居探しの支援（「外国人住まいサポート店^{*2}」）
- ・外国人も参加できる防災訓練情報の提供

*1 外国人ヘルプデスク（<http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BQ00/sodan.htm>）

言葉や習慣の違い、情報不足などで、日常生活に様々な不便を感じたり、支障をきたしている外国人を支援するため、電話対応を中心とした相談窓口を設置し、外国人相談・情報提供を行うとともに、公共機関の窓口等の電話通訳も行っている。

* 受付日時：月～金曜日 9時～16時

* 対応言語：英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、ハンガル、タガログ語、タイ語、ベトナム語の8言語

*2 外国人住まいサポート店（<http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BQ00/sumaisupport.htm>）

県内不動産業界団体の協力を得て、宅地建物取引業者を「外国人住まいサポート店」として登録し、無償で住居相談等に応じている。

○日本語学習支援

- ・外国人児童生徒の日本語学習の支援
- ・日本語を指導するNGOの養成
- ・「彩の国さいたま国際交流・協力ネットワーク^{*3}」による市町村、県国際交流協会、NGOとの連携

○外国人の意見聴取、日本人に対する啓発

- ・外国籍県民県政モニター^{*4}の設置
- ・国際理解教育、人権教育の推進
- ・彩の国国際貢献賞^{*5}の授与

以上の取組は、外国人が暮らしやすい環境づくり等の面で、大きな成果をあげてきました。しかし、近年の外国人住民の増加・定住化傾向に鑑みると、これまでのように外国人住民を単に支援の対象としてとらえるのではなく、地域社会の構成員としてとらえ、より積極的に施策展開を図り、安心・安全で活力ある社会づくりを行っていく必要があります。

-
- *3 彩の国さいたま国際交流・協力ネットワーク (<http://www.sial.jp/net/net-jigyuu.htm>)
参加団体が対等なパートナーシップの下に連携・協力して、開発途上国や外国人住民への支援を行うネットワーク。年3回、幹事会と全体会を開催している。
*参加団体 NGO212団体(平成18年11月30日現在)、県内全市町村、県(事務局)、県国際交流協会(事務局)
- *4 外国籍県民県政モニター (<http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BQ00/gaikokumonitor.htm>)
外国籍県民を県政モニターとして委嘱し、意見・要望を県政に反映させるため、アンケートを実施するとともに随時提案を受けている。
- *5 彩の国国際貢献賞 (<http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BQ00/kouken.htm>)
国際交流、国際協力、国際理解促進、外国人が暮らしやすい環境づくりなど、国際貢献の分野で功績のあった県内の団体及び個人を表彰する制度。

4 基本的視点

(1) 目標とすべきイメージ

当プランでは、以上の背景や取組を踏まえ、埼玉県が目標とすべき多文化共生社会を次のように目標として掲げます。

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、日本人と外国人が協働して地域社会を支える主体として、それぞれの能力を十分に発揮しながら共に生きる、安心・安全で活力ある社会

(2) 3つの基本的視点

当プランでは、埼玉県における多文化共生は、次の3つの視点を基本に進めることが重要であると考えます。

外国人住民の自覚を促し、自立を支援する

外国人住民に対しては、単に支援をするというだけでなく、地域の構成員として自覚を促し、自立した生活を送れるように支援することが、求められています。日本人も外国人住民も地

域社会を支える主体であるという認識が重要です。これが「多文化共生」という考え方の基本であります。

そこで、外国人住民に対しては、日本語や日本社会の習慣・ルールを自ら学ぶよう啓発する必要があります。また、日本人に対しても、互いの文化的違いを認め合い、共に地域づくりを進めるよう働きかけます。

日本人と外国人が協働して継続的に取り組む

外国人住民は地域を構成する一員です。地域で実施する日本人と外国人住民との交流は、お互いがより良い地域を共につくるという観点から、イベントのような単発的な交流にとどまらず、日常的な交流を通じて継続的に取り組む必要があります。

そこで、日常生活の中で日本人と外国人がコミュニケーションを密にし、多くの活動を協働して進めます。

県全体で連携して進める

外国人住民に関する問題は幅広い分野にまたがっていることから、地域全体として取り組む必要があります。

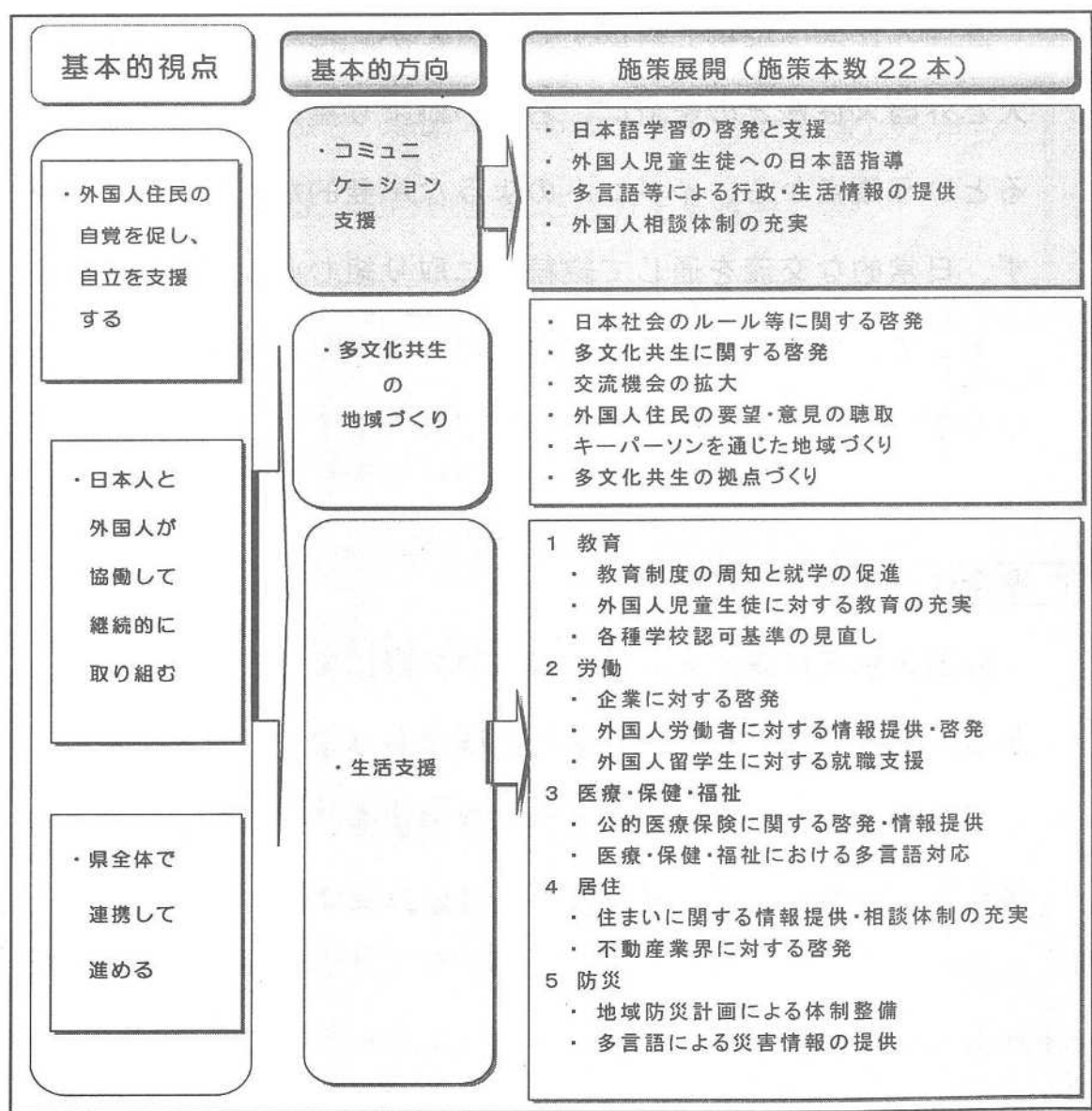
このため、県、市町村や県国際交流協会、NGO、企業、自治会などが連携して、県全体で取り組みます。

5 施策展開

埼玉県がめざす多文化共生社会を実現するため、県では前述の基本的視点を踏まえ、3つの基本的方向に沿った22の施策を展開します。

推進すべき施策内容は、これまでの「既存事業」に加え、新規及び全県的に広く展開して取り組むべきものを「今後の取組」としています。

このうち「今後の取組」については実施時期を定め、「短期」を平成21年度まで、「中期」を平成23年度までに区分しています。



基本的方向 1 コミュニケーション支援

外国人住民の日本語学習を促進するとともに、多言語による情報提供を充実させます

国籍や民族の異なる人々が、地域づくりのパートナーとして共に生きていくためには、互いにコミュニケーションができることが必要です。コミュニケーションに使われる言語は日本語が基本となりますが、外国人住民の中には日本語能力が十分でない人も多くいます。したがって、外国人住民が日本語学習の必要性を理解し、自ら学習するよう啓発するとともに、日本語学習を支援することが重要です。

ただし、日本語を十分に理解できるようになるまでには相当の時間がかかり、また、日本語を学習する意思のない短期滞在者も存在します。そこで、多言語による情報提供や相談、通訳・翻訳などの充実が必要となります。

なお、作成した多言語のガイドブック等が外国人住民に届くよう工夫することも重要です。

① 日本語学習の啓発と支援

市町村と連携し、外国人登録等の機会を利用して、外国人住民に対し、日本語学習の必要性、メリット等について啓発するとともに、日本語学習に関する情報を提供します。また、その後も継続的に、市町村、県国際交流協会、NGO、企業、大学、学校、自治会などと連携を図りながら、日本語学習を

啓発するとともに、学習機会の提供を促進します。

◆ 既存事業

事業名	日本語指導NGO養成事業
内容	外国人住民に日本語指導するNGOやボランティアの養成。
担当課	国際課

◆ 今後の取組

取組	外国人登録窓口等での日本語学習の啓発・情報提供	実施時期
内容	市町村と連携して、外国人登録等の機会を利用して日本語教室の開催情報と参加を呼びかけます。また、このほか、市町村、県国際交流協会、NGO、企業、大学、学校、自治会などを通じて日本語学習の啓発を行うとともに、学習機会の提供を働きかけます。	短期*1
担当課	国際課	

② 外国人児童生徒への日本語指導

加配教員の配置、市町村教育委員会・県国際交流協会・NGO・大学等との連携などにより、学校の授業内容を理解できる日本語能力の習得を目標に、外国人児童生徒への日本語指導を行います。

*1 短期

平成21年度までに取り組む施策

◆ 既存事業

事業名	外国人児童生徒日本語学習支援事業
内容	県内の小中学校で学ぶ外国人児童生徒の日本語学習を日本語ボランティアの協力を得て支援。
担当課	国際課
事業名	帰国・外国人児童生徒への教育充実サポート事業
内容	日本語学習補助教材「彩と武蔵の学習帳 ^{*1} 」及び多言語版の国語教科書等を活用して指導を行うとともに、帰国児童生徒等支援アドバイザー及び日本語コミュニケーションアドバイザーを配置。
担当課	義務教育指導課、高校教育指導課
事業名	多文化共生推進委員の配置
内容	県立高校定時制課程等に多文化共生推進委員を配置し、外国人生徒への日本語指導、適応指導、教育相談等を実施するとともに、外国人生徒と日本人生徒との相互理解を深め、多文化共生精神を育成。
担当課	高校教育指導課

③ 多言語等による行政・生活情報の提供

行政サービスや生活に関する情報、地域のイベント情報、観光情報などについて、市町村と連携し、外国人登録窓口を中心に、多言語で提供します。日本語での表記についても、

*1 彩と武蔵の学習帳

4言語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語）対訳付きの学習帳で、小学校と中学校の単元の説明や問題を掲載している。平成15年度に初版を作成し、平成17年度に改訂版を発行。県教育委員会のホームページでも閲覧できる。

ふりがなをふったり、日本語能力試験3～4級程度*1の理解しやすい表現に置き換えたりするなど、外国人に配慮した工夫を行います。

その際、県や市町村の窓口のみならず、エスニック（外国人住民向け）メディア*2、外国人キーパーソン、企業、大学、学校、公民館、図書館、自治会などを通じ、効果的に情報の提供を行います。また、紙媒体だけではなく、インターネットや携帯電話などの活用も図っていきます。

道路や公共交通機関、公共施設の案内標識については、関係機関と連携を図りながら、ルビふりやローマ字・英語併記、絵文字を活用した分かりやすい表記などを促進します。

◆ 既存事業

事業名	埼玉県暮らしのガイド情報更新
内容	外国人向けに多言語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ハンガール）で、生活情報や各種行政情報を提供している「埼玉県暮らしのガイド」の情報更新を行い、県ホームページに掲載。
担当課	国際課

*1 日本語能力試験3～4級

（財）日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験におけるレベルのことをいう。3級は、日常生活に役立つ会話ができ、簡単な文章が読み書きできる能力、4級は、簡単な会話ができて、平易な文又は短い文章が読み書きできる能力とされている。

*2 エスニックメディア

母国語で書かれた外国人住民向けの新聞・雑誌等をいう。

事業名	道路案内標識の整備
内容	道路案内標識については、道路標識設置基準に基づき道路交通の円滑化を図るため、一貫した情報提供がなされるよう体系的に整備するとともに、国際化に対応して、案内標識に表示する目標地には原則としてローマ字併用表示を実施。
担当課	道路環境課
事業名	図書館における海外資料サービス及び多言語情報の推進
内容	海外資料の図書、雑誌・新聞、パンフレット等の資料を収集し、市町村立図書館との連携による海外資料サービスを提供するとともに、図書館ホームページの情報の多言語化を推進。
担当課	生涯学習文化財課、県立図書館
事業名	県有施設等における案内表示等のローマ字・英語併記、ルビふりの推進
内容	県有施設等における看板、案内表示等のローマ字・英語併記又はルビふりの推進。
担当課	管財課、県有施設管理者
事業名	外国語による観光案内情報の提供
内容	ホームページや冊子による外国人向けの観光案内情報の提供。
担当課	観光振興室
事業名	県ホームページの多言語化の推進
内容	県ホームページにおける外国人住民に関係するページの多言語化の推進。
担当課	国際課、広聴広報課

事業名	行政情報の多言語化及びルビふり表記の推進
内 容	県民向けの行政情報資料の多言語化及びやさしい日本語表記の推進。
担当課	各部局、国際課
事業名	多言語による交通安全の普及啓発事業
内 容	外国人住民の交通安全意識の啓発を図るため、外国人を対象とした交通安全教育を実施するとともに、交通安全教育テキスト（リーフレット、しおり）等を多言語で作成・配布。
担当課	警察本部

◆ 今後の取組

取 組	エスニック（外国人住民向け）メディアによる情報伝達体制の整備	実施時期
内 容	エスニック（外国人住民向け）メディアとの連携による効果的な行政情報の提供体制を整備します。	短期
担当課	国際課	
取 組	多言語による安全・安心情報の発信	実施時期
内 容	外国人住民が安全で安心して暮らせるための防犯情報等を多言語で提供します。	短期
担当課	警察本部	

④ 外国人相談体制の充実

「外国人ヘルプデスク」を県国際交流協会と連携して充実させるとともに、各市町村にも身近な相談窓口が設置されるよう促進します。また、埼玉県全体の外国人相談の水準を向上させるため、県・市町村・NGOの外国人相談を担当する相談員を対象に研修を行います。さらに、トラブルを未然に防ぐことができるように、外国人相談の事例を事例集として取りまとめ、ホームページ等で多言語により公開します。

◆ 既存事業

事業名	外国人ヘルプデスク事業
内容	多言語による生活相談・情報提供や公共機関の窓口等における電話通訳の実施。(8言語)
担当課	国際課

◆ 今後の取組

取組	外国人相談支援事業	実施時期
内容	市町村で気軽に相談が受けられるよう、外国人相談を担当する相談員のための研修会を実施するとともに、外国人住民に相談窓口の周知を行います。	短期
担当課	国際課	
取組	トラブル事例の情報提供	実施時期
内容	トラブルの未然防止や自己解決を促すため外国人相談窓口で受けた相談事例をホームページ等で多言語で公開します。	短期
担当課	国際課	

基本的方向2 多文化共生の地域づくり

日本人と外国人の相互理解を深め、協働による地域づくりを進めます

日本人の中には、治安が悪化するのではないかと、生活ルールなどの問題でトラブルが起きるのではないかなどの理由で、地域に外国人が増えていくことをよくないと感じている人も少なくありません。また、地域における外国人と日本人の交流は限定的であり、疎外感を感じている外国人も多くいます。一方、外国人の中には、日本の文化や生活習慣に関する理解が不足している人や、日本社会のルールを守る必要性を理解できない人がいます。そこで、このような状況を改善して日本人と外国人の相互理解を促進し、協働による地域づくりを進めていく必要があります。

① 日本社会のルール等に関する啓発

市町村と連携し、外国人登録等の機会を利用して、外国人住民に対し日本の文化や習慣、社会制度、住民としての義務、地域の生活ルール等についてオリエンテーションを行えるよう、マニュアルの作成をします。また、その後も継続的に、市町村、県国際交流協会、NGO、企業、大学、学校、自治会などと連携を図りながら、地域の生活ルール等を外国人住民に啓発します。

◆ 今後の取組

取組	日本の文化や生活ルール等のオリエンテーション実施の促進	実施時期
内容	市町村と連携し、外国人登録等の機会を利用して、外国人住民に対し日本の文化や地域の生活ルール等についてオリエンテーションが行えるようマニュアルの作成をします。	短期
担当課	国際課	

② 多文化共生に関する啓発

日本人住民を対象に、市町村、県国際交流協会、NGO、企業、大学、自治会などと連携して、多文化共生の地域づくりについて啓発を行います。

日本人の児童生徒に対しては、道徳、国語、社会、総合的な学習の時間などで、外国人の人権に関する教育を推進します。また、市町村教育委員会と連携を図るとともに、大学や外国人住民の協力を得たり、国際交流員（CIR）^{*1}及び語学指導助手（ALT）^{*2}を活用するなどして、多文化共生の視点を取り入れた国際理解教育を推進します。

*1 国際交流員（CIR）

語学指導を行う海外青年招致事業で招致された国際交流員
Coordinator for International Relations

*2 語学指導助手（ALT）

語学指導を行う海外青年招致事業で招致された語学指導助手
Assistant Language Teacher

事業名	埼玉県高校生世界円卓会議
内 容	留学生と日本人高校生及び海外姉妹校等の高校生による国際的諸問題についての英語での討論会を実施し、「世界に主張できる力」を育成するとともに、一歩進んだ国際親善・国際交流を実施。
担当課	高校教育指導課
事業名	多文化共生推進委員の配置（再掲）
内 容	県立高校定時制課程等に多文化共生推進委員を配置し、外国人生徒への日本語指導、適応指導、教育相談等を実施するとともに、外国人生徒と日本人生徒との相互理解を深め、多文化共生精神を育成。
担当課	高校教育指導課
事業名	語学指導助手等招致事業
内 容	語学指導助手（ALT）等を招致し、国際理解教育及び外国語教育を改善・充実するとともに国際交流を推進。
担当課	国際課、高校教育指導課

◆ 今後の取組

取 組	多文化共生の普及・啓発	実施時期
内 容	「多文化共生」について県民に広く普及・啓発するため、シンポジウムの開催、懸垂幕やポスターの掲示等を行います。	短期
担当課	国際課	
取 組	多文化共生活動の担い手づくりセミナーの開催	実施時期
内 容	地域における多文化共生活動の担い手となる県民を対象にNGOを活用したセミナーを開催します。	短期
担当課	国際課	

③ 交流機会の拡大

日本人住民と外国人住民が相互に理解を深めるためには、まずは知り合い、コミュニケーションができることが必要です。そこで、大学や県国際交流協会、外国人住民などと連携したり、国際交流員（CIR）及び語学指導助手（ALT）を活用するなどして、市町村や地域における交流イベントの開催を促進し、住民の交流機会を増やします。また、留学生や研修生の地域におけるホームステイをあっせんするなどして、日本人との交流を促進します。

◆ 既存事業

事業名	語学指導助手等招致事業（再掲）
内容	語学指導助手（ALT）等を招致し、国際理解教育及び外国語教育を改善・充実するとともに国際交流を推進。
担当課	国際課、高校教育指導課
事業名	ワンナイトステイ事業
内容	国際交流基金日本語国際センター*1と連携し、同センターで研修を受けている海外日本語教師のホームステイをあっせん。
担当課	国際課

*1 国際交流基金日本語国際センター

国際交流基金日本語国際センターは、国際交流基金の附属機関として、海外における日本語教育を支援しさらに充実させるため、人材開発、教材充実を2つの基本的機能として、次の事業を行っている。

1. 海外日本語教師の養成及び研修
2. 日本語教材の開発・制作支援・寄贈

◆ 今後の取組

取組	協働につながる交流モデル事例集の作成	実施時期
内容	地域で日本人と外国人が協働して交流イベントを企画・実施するための交流モデル事例集を作成し、交流イベントの実施を促進します。	*1 中期
担当課	国際課	

④ 外国人住民の要望・意見の聴取

外国籍県民県政モニター制度の充実を図るとともに、多言語による「知事への提言*2」を実施します。また、市町村においても外国人住民の意見を反映する仕組みがつくられるよう、市町村を支援します。

◆ 既存事業

事業名	外国籍県民県政モニターの設置
内容	県内に居住する外国籍県民をモニターとして委嘱し、アンケートを通じて県政に対する意見や要望を述べてもらい、それらを行政に反映。
担当課	国際課

◆ 今後の取組

取組	多言語による「知事への提言」の実施	実施時期
内容	英語・中国語による「知事への提言」を実施します。	短期
担当課	国際課、広聴広報課	

*1 中期

平成23年度までに取り組む施策

*2 知事への提言

県政に関する提案・意見などを県民が直接、知事あてに提言する制度。電子メール、FAX、郵便などで受け付けている。

取組	市町村における外国人住民の意見を反映させる仕組みづくりの支援	実施時期
内容	外国人住民の意見が反映されるように市町村に対してその仕組みづくりを支援します。	中期
担当課	国際課	

⑤ キーパーソンを通じた地域づくり

外国籍県民県政モニター経験者、留学生、外国人学校の経営者など、日本語が堪能な外国人や外国人との交流経験が豊富な日本人住民にキーパーソンとなってもらい、行政情報の伝達や地域の生活ルールの周知などを円滑に行う仕組みをつくります。また、地域の行事への参加や自治会への加入の促進などについて、日本人と外国人のつなぎ役としての役割を担ってもらいます。さらに、「彩の国国際貢献賞」を多文化共生社会づくりに貢献している日本人及び外国人の活動も評価し表彰するよう見直しを行います。

◆ 既存事業

事業名	「彩の国国際貢献賞」の表彰
内容	多文化共生の視点を取り入れた「彩の国国際貢献賞」の表彰。
担当課	国際課

◆ 今後の取組

取組	キーパーソンを活用した地域づくり	実施時期
内容	多文化共生社会の担い手となるキーパーソンを活用して外国人住民への行政情報の伝達、生活ルールの周知を進めます。	短期
担当課	国際課	

⑥ 多文化共生の拠点づくり

多文化共生の地域づくりを進められるようにするため、県国際交流協会、NGO等と連携して、交流、研修、啓発、情報提供、日本語学習支援などを行う拠点の設置を促進します。

また、各市町村あるいは各地域でも、市町村・NGO・自治会等が連携して同様の取組が行えるよう、学校や公民館、図書館などを活用した多文化共生の拠点づくりを促進します。

◆ 今後の取組

取組	多文化共生プラザ（仮称）の設置促進	実施時期
内容	県国際交流協会、NGO等と連携して、交流、研修、啓発、情報提供、日本語学習支援などを行う拠点として「多文化共生プラザ（仮称）」の設置を促進します。	短期
担当課	国際課	

取組	市町村における多文化共生の拠点づくりの促進	実施時期
内容	市町村に対して多文化共生の拠点づくりを促進します。	中期
担当課	国際課	
取組	多文化共生推進宣言校の設置	実施時期
内容	県内の小・中・高校等における多文化共生推進宣言校を設置します。	中期
担当課	国際課、義務教育指導課、高校教育指導課	

基本的方向3 生活支援

外国人住民が安心・安全に自立して生活できるよう支援します

外国人住民が地域の構成員として地域づくりのパートナーとなるためには、その前提として、安心・安全に自立した生活を送れることが求められます。そこで、外国人住民が地域において生活する上で生じる様々な課題に関して総合的な支援を行う必要があります。

(1) 教育

外国人の子どもは、公立小・中学校に入学することができませんが、日本語が話せないことや授業が分からないことなどが原因となり、学校に通わなくなる子どもたちがいます。また、学校に通っていても、授業内容を理解できるほどの日本語能力を習得することは難しいため、高校への進学率は日本人に比べ非常に低くなっています。

したがって、外国人住民に対し日本の教育制度の周知と就学の促進を進めるとともに、外国人児童生徒に対する教育の充実を図っていく必要があります。

なお、ブラジル人学校等の外国人学校については、小・中学校としてはもちろん、各種学校としても認可されておらず、税制上の優遇措置、公共交通機関の通学定期割引等も受けられないという状況にあります。

市町村及び市町村教育委員会と連携し、外国人登録窓口等において多言語で日本の教育制度全般について周知するとともに、義務教育を受けるべき年齢の子どもたちの不就学については、まずその実態を調査し分析した上で就学促進策を講じます。また、外国人の中学生については、生徒が将来を見据えて適切な進路を選択できるよう進路指導の充実を図るとともに、高校進学説明会等により進学を支援します。

◆ 既存事業

事業名	埼玉県暮らしのガイド情報更新（再掲）
内 容	外国人向けに多言語で、生活情報や各種行政情報を掲載している「埼玉県暮らしのガイド」の情報更新を行い、県ホームページに掲載。
担当課	国際課
事業名	高校進学ガイダンス事業
内 容	日本語を母語としない外国人生徒の高校進学を支援するため、多言語による進学説明パンフレットを作成するとともに、進学説明・相談会を開催。
担当課	国際課
事業名	外国人生徒特別選抜
内 容	県立高校に外国人生徒の特別枠を設置。
担当課	高校教育指導課

◆ 今後の取組

取組	不就学の実態調査	実施時期
内容	学校に通っていない不就学の子どもの実態を把握するため市町村と連携して調査を実施します。	中期
担当課	国際課、小中学校人事課、義務教育指導課	

② 外国人児童生徒に対する教育の充実

加配教員を配置するほか、市町村教育委員会と連携しながら、県国際交流協会・NGO・大学等の協力を得るとともに、国際交流員（CIR）などを活用し、外国人児童生徒の学習や相談体制を充実させます。また、必要に応じて、一般の教員に対しても、外国人児童生徒の指導方法について研修やオリエンテーションを行います。

◆ 既存事業

事業名	外国人児童生徒日本語学習支援事業(再掲)
内容	県内の小中学校で学ぶ外国人児童生徒の日本語学習を、日本語ボランティアの協力を得て支援。
担当課	国際課
事業名	帰国・外国人児童生徒への教育充実サポート事業(再掲)
内容	日本語学習補助教材「彩と武蔵の学習帳」及び多言語版の国語教科書等を活用して指導を行うとともに、帰国児童生徒等支援アドバイザー及び日本語コミュニケーションアドバイザーを配置。
担当課	義務教育指導課、高校教育指導課

事業名	多文化共生推進委員の配置(再掲)
内 容	県立高校定時制課程等に多文化共生推進委員を配置し、外国人生徒への日本語指導、適応指導、教育相談等を実施するとともに、外国人生徒と日本人生徒との相互理解を深め、多文化共生精神を育成。
担当課	高校教育指導課

◆ 今後の取組

取 組	多文化共生の視点を取り入れた教員研修の実施	実施時期
内 容	多文化共生の視点を取り入れた研修を実施します。	中期
担当課	国際課、義務教育指導課、高校教育指導課	

③ 各種学校認可基準の見直し

外国人学校等が良好な教育環境のもと適切に運営されるよう、運営実態を踏まえて、各種学校の認可基準の見直しを検討します。

◆ 今後の取組

取 組	各種学校認可基準の見直し	実施時期
内 容	外国人学校等が良好な教育環境のもと適切に運営されるよう、運営実態を踏まえて、各種学校の認可基準の見直しを検討します。	中期
担当課	学事課	

(2) 労働

外国人労働者についても労働関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働者派遣法、職業安定法、雇用保険法、健康保険法等）が適用されます。定住者等の在留資格で滞在している日系人や「外国人研修・技能実習制度」により中国等から来日している外国人の中には、低賃金、長時間労働、社会保険の未加入などの課題があります。

① 企業に対する啓発

企業に対し、労働関係法令を遵守するよう周知するとともに、商工・経済団体等と連携し、外国人労働者と適切に意思疎通を図ることや日本語能力向上の取組をすることについて啓発します。

◆ 既存事業

事業名	労働相談推進事業
内容	「労働ハンドブック」に外国人労働者の雇用や労働条件に関する解説を掲載し、労使に配布することにより、基本的知識の普及啓発を実施。
担当課	勤労者福祉課

◆ 今後の取組

取組	企業向け労働セミナーの開催	実施時期
内容	商工・経済団体と連携し、企業を対象としたセミナーを開催します。	短期
担当課	国際課、勤労者福祉課	

② 外国人労働者に対する情報提供・啓発

外国人住民の就職の難しさや職場におけるトラブルは、日本の習慣・文化に関する知識不足に起因する場合も多くなっています。そこで、就職活動や就業に当たり知っておくべき習慣や日本の企業文化などについて、多言語で情報提供していきます。また、労働者の権利に関する情報提供や社会保険加入の意義についても、啓発していきます。

◆ 既存事業

事業名	労働相談推進事業（再掲）
内 容	「労働ハンドブック」に外国人労働者の雇用や労働条件に関する解説を掲載し、労使に配布することにより、基本的知識の普及啓発を実施。
担当課	勤労者福祉課
事業名	埼玉県暮らしのガイド情報更新（再掲）
内 容	外国人向けに多言語で、生活情報や各種行政情報を掲載している「埼玉県暮らしのガイド」の情報更新を行い、県ホームページに掲載。
担当課	国際課

◆ 今後の取組

取 組	外国人も参加しやすい技能講習の開催	実施時期
内 容	高等技術専門校の技能講習に際しては、資料作成に配慮するなど、外国人も参加しやすいような講習の開催を進めます。	中期
担当課	職業能力開発課	

取組	外国人への創業・ベンチャーの支援	実施時期
内容	創業・ベンチャー支援センターにおいて、外国人による創業事例紹介など情報提供を行います。	中期
担当課	企業誘致・経営支援課	

③ 外国人留学生に対する就職支援

外国人留学生と県内企業との交流会を開催し、企業に国際ビジネス要員としての留学生を紹介するとともに、留学生に対する就職支援を行います。

◆ 既存事業

事業名	留学生就職支援交流会の開催
内容	埼玉国際ビジネスサポートセンターにおいて、県内企業のビジネス支援の一環として、留学生と県内企業との交流会を開催。
担当課	国際課、企業誘致・経営支援課

◆ 今後の取組

取組	留学生セミナーの開催	実施時期
内容	大学と連携して留学生を対象とした日本の商慣習等のセミナーを開催します。	短期
担当課	国際課	

(3) 医療・保健・福祉

公的医療保険^{*1}に加入する必要がある外国人住民の中には保険に加入していない人もいます。保険に加入していない場合、医療費が高額となるために未払いとなったり、重症になるまで受診しないために結果としてさらに高額な医療費が発生するという問題があります。したがって、保険に関する啓発・情報提供が必要となります。

また、日本語能力が十分でない外国人住民については、医療機関での受診が円滑に行われなかったり、多言語による対応が求められます。健康診断・母子保健・感染症対策など保健の面や介護など福祉の面でも、同様の対応が必要です。

① 公的医療保険に関する啓発・情報提供

市町村と連携し、外国人登録等の機会を利用して、外国人住民に対し、公的医療保険の加入のメリットや手続などについて情報提供します。また、企業に対しても、商工・経済団体等と連携し、保険の加入について積極的に啓発します。

*1 公的医療保険の適用対象

健康保険の適用事業所に雇用されている外国人労働者とその家族は、健康保険法の適用対象となる。また、外国人登録をしており、かつ、在留資格を有する者で1年以上の在留期間を決定されたもの（1年未満であっても活動の内容及び期間等を証明する文書により1年以上滞在すると認められる者を含む）は、国民健康保険法の適用対象となる。

◆ 既存事業

事業名	埼玉県暮らしのガイド情報更新（再掲）
内 容	外国人向けに多言語で、生活情報や各種行政情報を掲載している「埼玉県暮らしのガイド」の情報更新を行い、県ホームページに掲載。
担当課	国際課

◆ 今後の取組

取 組	企業向け労働セミナーの開催（再掲）	実施時期
内 容	商工・経済団体と連携し、企業を対象としたセミナーを開催します。	短期
担当課	国際課、勤労者福祉課	

② 医療・保健・福祉における多言語対応

県国際交流協会と連携して、医療・保健・福祉分野における専門的通訳ボランティアを養成し、病院や健康診断、予防接種、介護などの現場に派遣します。外国語が通じる医療機関のリストを県ホームページに掲載します。また、市町村が医療・保健・福祉に関する情報を多言語で提供できるよう支援します。

◆ 既存事業

事業名	専門的通訳ボランティア養成事業
内 容	市町村や県国際交流協会の通訳ボランティア等を対象に、法務・労務及び医療・福祉分野で通訳する専門的通訳ボランティアの養成講座を開催。また、県内医療・福祉機関等からの派遣要請に対し、通訳ボランティアを派遣。
担当課	国際課
事業名	外国人DV被害者のための支援
内 容	外国人DV被害者が公的機関で必要な支援が受けられるよう、民間団体等に通訳を依頼。
担当課	男女共同参画課
事業名	エイズ即日検査依頼書等の英語版の作成
内 容	外国人受診者等の利便性を向上させるため、エイズ即日検査依頼書や予防接種予診票などを英語版で作成。
担当課	疾病対策課
事業名	精神保健福祉法定書類等の多言語化
内 容	入院等の手続き書類を多言語化し、精神保健福祉法定手続きがスムーズに行えるように実施。
担当課	精神医療センター
事業名	外国人受診患者に係る通訳対応
内 容	外国人患者及びその家族等への通訳や母国語での紹介状作成を行うなど、外国人患者が安心して受診できるように実施。
担当課	精神医療センター

◆ 今後の取組

取組	医療施設情報の提供事業	実施時期
内容	医療機関の有する情報を収集して、外国語が通じる医療機関などの情報を提供します。また、外国語が通じる医療機関のリストを多言語で県ホームページに掲載します。	短期
担当課	医療整備課、国際課	
取組	市町村が行う多言語による健康診断等の支援	実施時期
内容	市町村が行う健康診断等について、健康カレンダーを多言語で提供するなどの支援をします。	中期
担当課	国際課、健康づくり支援課	

(4) 居住

住宅の賃貸などに関しては、保証人を見つけるのに苦労したり、日本語能力が不十分であるため契約書等の内容を十分に理解できないまま契約する場合があります。したがって、住まいに関する情報提供・相談体制の充実や不動産業者等に対する啓発が必要となります。

① 住まいに関する情報提供・相談体制の充実

県営住宅に関する情報、民間賃貸住宅の借り方や生活ルールに関する情報を、多言語で外国人住民に提供します。また、「外国人住まいサポート店」制度の充実を図るなど、外国人の住居探しを支援します。

事業名	埼玉県暮らしのガイド情報更新（再掲）
内 容	外国人向けに多言語で、生活情報や各種行政情報を掲載している「埼玉県暮らしのガイド」の情報更新を行い、県ホームページに掲載。
担当課	国際課
事業名	外国人住まいサポート事業
内 容	宅地建物取引業者を「埼玉県外国人住まいサポート店」として登録し、無償で住居に関する情報提供や助言を実施。また、在住外国人向けに、日本の居住慣習やルールを啓発する多言語版冊子を作成。
担当課	国際課
事業名	多言語による県営住宅の入居者募集等の情報提供
内 容	県営住宅の入居者募集や入居手続きの方法などを多言語により情報提供。
担当課	住宅課

② 不動産業界に対する啓発

不動産業界に対し、外国人の人権や多文化共生について啓発を行います。

◆ 今後の取組

取 組	不動産業界に対する啓発	実施時期
内 容	不動産業界の協力を得て、宅地建物取引業者への多文化共生の啓発を行います。	短期
担当課	国際課、開発指導課	

(5) 防災

平成16年10月の新潟県中越地震では、言葉の壁により被害状況や配給に関する情報が得られず、不安と焦りを募らせた外国人被災者が多数いたと報道されています。また、文化や生活習慣の違いなどから、避難所において日本人との間で摩擦が生じることもあったということです。したがって、災害発生時には、外国人に対する特別な配慮が求められます。また、外国人の中には、地震などの災害を経験したことがなく、防災という考え方を理解できない人たちもいるため、十分な啓発が必要です。

① 地域防災計画による体制整備

外国人住民向け防災対策について、県の地域防災計画に位置づけ、災害発生時に外国人被災者への対応を専門とする支援班を災害対策本部に設置するなど、効果的な対応が可能となる体制整備を行います。また、市町村においても地域防災計画に外国人住民向け防災対策を位置づけるよう支援します。

その上で、市町村、県国際交流協会、NGO、自主防災組織などと連携を図るとともに、エスニック(外国人住民向け)メディア等も活用しながら、平常時から外国人住民に対する防災訓練や防災情報の多言語による提供を行います。

◆ 既存事業

事業名	防災訓練情報の提供
内 容	市町村の行う防災訓練に外国人が参加できるよう呼びかけるとともに、その情報を県のホームページで公開。
担当課	国際課
事業名	地域防災計画等における外国人住民対策の位置づけの促進
内 容	県地域防災計画及び国民保護に関する県計画において、外国人住民に対する防災教育・訓練の実施、災害時の情報伝達方法、避難誘導方法及び避難所の運営に関する留意事項を位置づけるとともに、市町村に対して市町村国民保護計画及び市町村地域防災計画において外国人住民対策を位置づけるよう助言・指導。
担当課	危機管理課
事業名	震災予防に関する県政出前講座の実施
内 容	外国人住民からの希望にも対応できる震災予防に関する県政出前講座を開催。
担当課	消防防災課
事業名	広域応援協定による災害ボランティア派遣体制の整備
内 容	周辺都縣市と大規模災害時に備えた広域応援協定を締結し、通訳などを行う災害ボランティアを「必要な人員派遣」として要請する体制を整備。
担当課	消防防災課、国際課
事業名	災害ボランティアの募集及び育成
内 容	大規模災害時に備えた広域応援協定で「必要な人員派遣」が行えるよう、通訳などを行う災害ボランティアの募集・育成・支援及びNGOや自主防災組織との連携の強化を図るとともに、災害ボランティアを対象とした、基礎・専門研修を実施。
担当課	消防防災課、国際課

② 多言語による災害情報の提供

市町村やNGOなどの協力を得て、通訳などを行う災害ボランティアを広く募集し、災害発生時に円滑に対応できる体制を整備します。その際、被災地に居住するボランティアも被災者となる場合もあります。また、災害時には、少数言語への対応も必要となることから、広域の応援体制を整備します。

さらに、災害時に役立つ多言語の掲示シートや指さし会話集を準備するほか、県国際交流協会等とも連携しながら、ラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話、エスニック（外国人住民向け）メディアなどを通じた多言語による災害情報等の伝達体制を整備します。

◆ 既存事業

事業名	埼玉県暮らしのガイド情報更新（再掲）
内容	外国人向けに多言語で、生活情報や各種行政情報を掲載している「埼玉県暮らしのガイド」の情報更新を行い、県ホームページに掲載。
担当課	国際課
事業名	「避難所会話セット」の作成
内容	避難所における職員と外国人被災者が簡単な意思疎通ができるようにするため、多言語による「外国人避難者用質問票」と「指さし会話シート」を作成しホームページで公開。
担当課	国際課

事業名	広域応援協定による災害ボランティア派遣体制の整備 (再掲)
内容	周辺都県市と大規模災害時に備えた広域応援協定を締結し、通訳を行う災害ボランティアなどの「必要な人員派遣」を要請する体制を整備。
担当課	消防防災課、国際課
事業名	災害ボランティアの募集及び育成(再掲)
内容	大規模災害時に備えた広域応援協定で「必要な人員派遣」が行えるよう、通訳を行う災害ボランティアなどの募集・育成・支援及びNGOや自主防災組織との連携の強化を図るとともに、災害ボランティアを対象とした、基礎・専門研修を実施。
担当課	消防防災課、国際課

◆ 今後の取組

取組	わかりやすい防災情報の発信	実施時期
内容	県ホームページや防災情報メールの防災情報を誰が見てもわかりやすいようにルビふりや絵文字表記を進めます。	中期
担当課	消防防災課	
取組	多言語による災害情報の伝達体制の整備	実施時期
内容	テレビ・ラジオなどのメディアと連携して災害などの緊急時に多言語で災害情報を伝達する体制を整備します。	短期
担当課	報道長、国際課、消防防災課	
取組	多言語による防災ハンドブックの作成	実施時期
内容	多言語による防災の基礎知識を説明したハンドブックを作成します。	短期
担当課	消防防災課、国際課	

埼玉県多文化共生推進プラン施策体系

施策(22) 既存事業及び今後の取組(63)

(既存事業(35)、今後の取組(28)(うち短期17、中期11))

1 コミュニケーション支援

施策(4)

既存事業及び今後の取組(18)

(1) 日本語学習の啓発と支援	ア 日本語指導NGO養成事業 イ 外国人登録窓口等での日本語学習の啓発・情報提供 (短期)
(2) 外国人児童生徒への日本語指導	ア 外国人児童生徒日本語学習支援事業 イ 帰国・外国人児童生徒への教育充実サポート事業 ウ 多文化共生推進委員の配置
(3) 多言語等による行政・生活情報の提供	ア 埼玉県暮らしのガイド情報更新 イ 道路案内標識の整備 ウ 図書館における海外資料サービス及び多言語情報の推進 エ 県有施設等における案内表示等のローマ字・英語併記、ルビふりの推進 オ 外国語による観光案内情報の提供 カ 県ホームページの多言語化の推進 キ 行政情報の多言語化及びルビふり表記の推進 ク 多言語による交通安全の普及啓発事業 ケ エスニック(外国人住民向け)メディアによる情報伝達体制の整備 (短期) コ 多言語による安全・安心情報の発信 (短期)
(4) 外国人相談体制の充実	ア 外国人ヘルプデスク事業 イ 外国人相談支援事業 (短期) ウ トラブル事例の情報提供 (短期)

2 多文化共生の地域づくり

施策(6)

既存事業及び今後の取組(15)

(1) 日本社会のルール等に関する啓発	ア 日本の文化や生活ルール等のオリエンテーション実施の促進 (短期)
(2) 多文化共生に関する啓発	ア 埼玉県高校生世界円卓会議 イ 多文化共生推進委員の配置(再掲) ウ 語学指導助手等招致事業 エ 多文化共生の普及・啓発 (短期) オ 多文化共生活動の担い手づくりセミナーの開催 (短期)
(3) 交流機会の拡大	ア 語学指導助手等招致事業(再掲) イ ワンナイトステイ事業 ウ 協働につながる交流モデル事例集の作成 (中期)
(4) 外国人住民の要望・意見の聴取	ア 外国籍県民県政モニターの設置 イ 多言語による「知事への提言」の実施 (短期) ウ 市町村における外国人住民の意見を反映させる仕組みづくりの支援 (中期)
(5) キーパーソンを通じた地域づくり	ア 「彩の国国際貢献賞」の表彰 イ キーパーソンを活用した地域づくり (短期)
(6) 多文化共生の拠点づくり	ア 多文化共生プラザ(仮称)の設置促進 (短期) イ 市町村における多文化共生の拠点づくりの促進 (中期) ウ 多文化共生推進宣言校の設置 (中期)

3 生活支援

施策(12)

既存事業及び今後の取組(30)

(1) 教育

① 教育制度の周知と就学の促進

- ア 埼玉県暮らしのガイド情報更新(再掲)
- イ 高校進学ガイダンス事業
- ウ 外国人生徒特別選抜
- エ 不就学の実態調査(中期)

② 外国人児童生徒に対する教育の充実

- ア 外国人児童生徒日本語学習支援事業(再掲)
- イ 帰国・外国人児童生徒への教育充実サポート事業(再掲)
- ウ 多文化共生推進委員の配置(再掲)
- エ 多文化共生の視点を取り入れた教員研修の実施(中期)

③ 各種学校認可基準の見直し

- ア 各種学校認可基準の見直し(中期)

(2) 労働

① 企業に対する啓発

- ア 労働相談推進事業
- イ 企業向け労働セミナーの開催(短期)

② 外国人労働者に対する情報提供・啓発

- ア 労働相談推進事業(再掲)
- イ 埼玉県暮らしのガイド情報更新(再掲)
- ウ 外国人も参加しやすい技能講習の開催(中期)
- エ 外国人への創業・ベンチャーの支援(中期)

③ 外国人留学生に対する就職支援

- ア 留学生就職支援交流会の開催
- イ 留学生セミナーの開催(短期)

(3) 医療・保健・福祉

① 公的医療保険に関する啓発・情報提供

- ア 埼玉県暮らしのガイド情報更新(再掲)
- イ 企業向け労働セミナーの開催(再掲)(短期)

② 医療・保健・福祉における多言語対応

- ア 専門的通訳ボランティア養成事業
- イ 外国人DV被害者のための支援
- ウ エイズ即日検査依頼書等の英語版の作成
- エ 精神保健福祉法定書類等の多言語化
- オ 外国人受診患者に係る通訳対応
- カ 医療施設情報の提供事業(短期)
- キ 市町村が行う多言語による健康診断等の支援(中期)

(4) 居住

① 住まいに関する情報提供・相談体制の充実

- ア 埼玉県暮らしのガイド情報更新(再掲)
- イ 外国人住まいサポート事業
- ウ 多言語による県営住宅の入居者募集等の情報提供

② 不動産業界に対する啓発

- ア 不動産業界に対する啓発(短期)

(5) 防災

① 地域防災計画による体制整備

- ア 防災訓練情報の提供
- イ 地域防災計画等における外国人住民対策の位置づけの促進
- ウ 震災予防に関する県政出前講座の実施
- エ 広域応援協定による災害ボランティア派遣体制の整備
- オ 災害ボランティアの募集及び育成

② 多言語による災害情報の提供

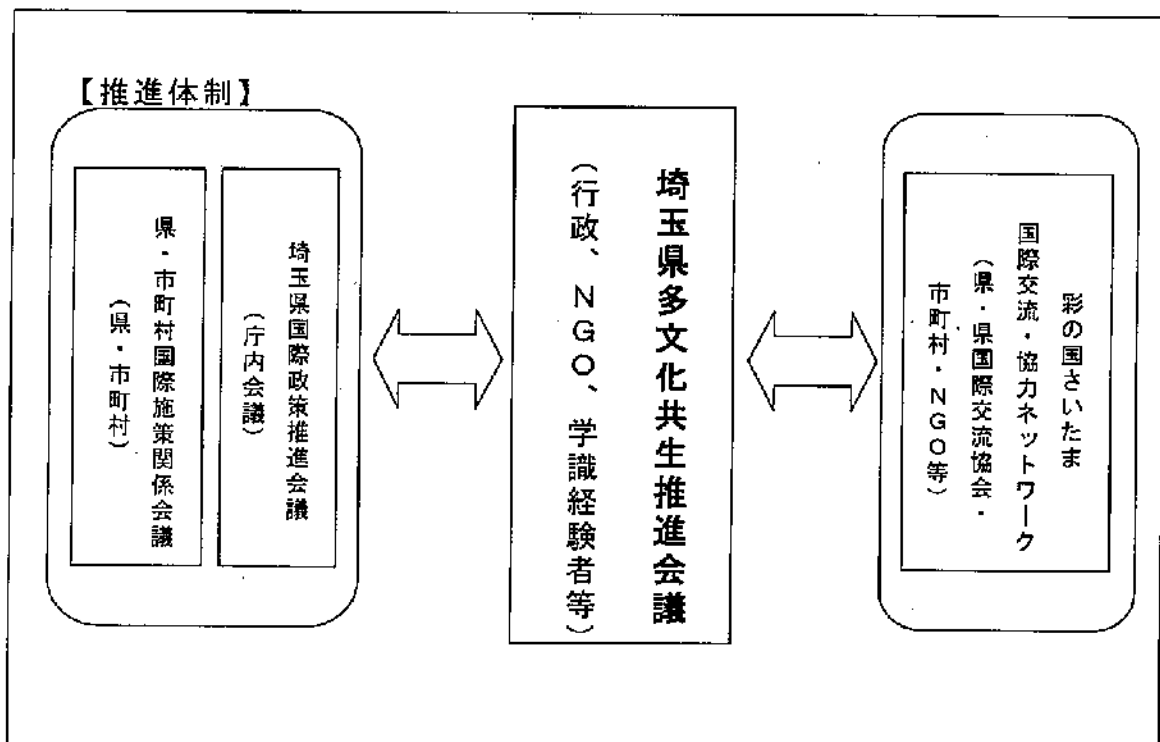
- ア 埼玉県暮らしのガイド情報更新(再掲)
- イ 「避難所会話セット」の作成
- ウ 広域応援協定による災害ボランティア派遣体制の整備(再掲)
- エ 災害ボランティアの募集及び育成(再掲)
- オ わかりやすい防災情報の発信(中期)
- カ 多言語による災害情報の伝達体制の整備(短期)
- キ 多言語による防災ハンドブックの作成(短期)

6 推進体制の整備

外国人住民を取り巻く問題は生活の幅広い分野にまたがっており、地域全体の課題として、県や市町村、県国際交流協会、NGO、企業、自治会などが適切な役割分担の下に取り組む必要があります。

本県では、これまでも県・県国際交流協会・市町村・NGOで構成する「彩の国さいたま国際交流・協力ネットワーク」により外国人住民支援の連携を図ってまいりました。

今後は、多文化共生に県全体として取り組むため、行政、NGO、学識経験者からなる「多文化共生推進会議(仮称)」を設置し、総合的な取組を推進していきます。



(1) 県

県は、多文化共生の推進に係るプランを策定し、それに基づき、市町村を包括する広域自治体として、広域的な課題への対応、市町村で十分に対応できていない分野の補完、先導的な取組などを推進します。

また、これらの取組を総合的・効果的・継続的に推進するため、庁内横断体制を活用し、施策の成果を検証しながら施策の実施状況を管理していきます。

さらに、「つなぎ役」としての機能を発揮し、国の機関、市町村、企業、大学、県国際交流協会、NGO、学校、自治会等との連携・協働を積極的に図ります。

(2) 市町村

外国人住民の数や人口比率は市町村によって様々です。地域の実情を踏まえ、市町村は、住民にとって最も近い基礎的自治体として、外国人住民に各種の行政サービスを提供しています。

今後、できるだけ早期に多文化共生の推進に係る指針を策定し、外国人住民に対する支援・啓発、日本人住民に対する啓発などの取組を推進していくことが求められています。特に、外国人に対する啓発については、外国人登録窓口の活用が期待されます。また、庁内横断体制を整備するとともに、市町村の国

際交流協会、NGO、自治会、学校、地元企業などとの連携・協働を積極的に図る必要があります。

(3) 県国際交流協会・市町村国際交流協会

県国際交流協会は、県内全域を活動範囲とする公益法人です。そのため、県民やNGOなどと連携・協働を図るとともに、これらを支援しながら、民間団体としてのノウハウを生かした広域的な取組を行うことが求められています。また、多文化共生の地域づくりを進める中核的な拠点としての機能が期待されています。

市町村の国際交流協会は、地域のコーディネーターとして、地域のニーズや課題を踏まえた、きめ細やかな事業の推進を図ることが期待されています。

(4) NGO

自主的、自発的な外国人住民支援活動を展開するNGOは、それぞれの地域における多文化共生を図る上で中心的な担い手となります。特に埼玉県はNGOは団体数も多く、質の高い活動も行われています。このため、それぞれの団体が持つ独自のノウハウや情報、人材などを生かし、県民の参加拡大を図りながら、多様な活動を展開していくことが期待されます。

(5) 企業

企業は、直接雇用であるか間接雇用であるかにかかわらず、外国人労働者を受け入れるに当たり、その社会的責任を果たす必要があります。このため、労働関係法令等を遵守するとともに、外国人労働者の日本語学習に対する支援などに積極的に努めていく必要があります。また、地域社会との共生を図る観点からも外国人労働者の労働環境の改善、その家族の生活や子どもの教育に関する支援も期待されています。

(6) 大学

大学には、教員や留学生による日本人住民・児童生徒への多文化共生の啓発、学生による外国人児童生徒への日本語指導など、地域の多文化共生への参画が期待されます。また、留学生の就職支援については、県内企業はもとより同窓会組織などと連携した積極的な取組を行う必要があります。さらに、日本語教師など多文化共生を推進していく人材を継続的に育成していくとともに、実態調査、施策立案等で行政やNGOを支援する役割が求められています。

(7) 学校

学校（小・中・高校）は、外国人児童生徒が在籍する場合、日本語学習指導をはじめ、多文化共生を進める上で極めて重要

な役割を担っています。PTAや地域の外国人ボランティアと連携を図り、多文化共生の地域づくりの拠点となることが期待されます。また、外国人児童生徒が在籍しない学校においても、国際理解教育等を通じて、多文化共生に寄与していく必要があります。

(8) 自治会・町内会

自治会・町内会は、地域づくりにおける基礎的な団体です。このため、外国人住民の自治会・町内会への加入を促進するとともに、地域における祭、運動会などのイベントへの参加を促進し、多文化共生の基礎づくりをすることが期待されています。

資料1 計画策定の経緯

1 庁内での検討

庁内の各部局主管課で構成される国際政策推進会議及びその下部組織である多文化共生部会において検討を行った。

平成19年	5月31日	第1回埼玉県国際政策推進会議
	7月5日	第1回多文化共生部会
	8月23日	第2回多文化共生部会
	9月5日	第2回埼玉県国際政策推進会議

2 埼玉県多文化共生検討委員会での検討

平成18年	8月15日	設置
	9月5日	会議の開催
	10月17日	会議の開催
	11月30日	会議の開催
平成19年	2月16日	会議の開催
	3月14日	報告書を知事に提出

3 市町村、企業・大学等からの意見聴取

平成19年	7月19日～26日	県・市町村地域別国際施策関係会議
	8月	企業・大学等を訪問

4 県民の意見反映

平成19年	10月17日～11月20日	埼玉県県民コメント制度による意見募集
-------	---------------	--------------------

資料2 関係機関一覧

○国際交流基金日本語国際センター

<http://www.jpf.go.jp/j/urawa/>

○埼玉県創業・ベンチャー支援センター

<http://www.biz-startup.pref.saitama.lg.jp/>

○埼玉国際ビジネスサポートセンター

<http://www.saitama-bsc.jp/>

○財団法人埼玉県国際交流協会

<http://www.sia1.jp/top.htm>

○財団法人日本国際教育支援協会

<http://www.jees.or.jp/>

○独立行政法人理化学研究所

http://www.riken.jp/index_j.html

○内閣官房「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gaikokujin/index.html>

○法務省入国管理局

<http://www.immi-moj.go.jp/>

埼玉県多文化共生推進プラン

埼玉県総合政策部国際課

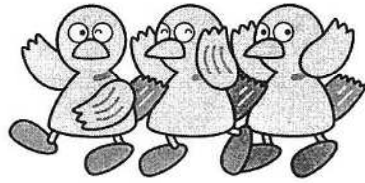
〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-824-2111(代表)

048-830-2705(直通)

FAX 048-830-4748

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BQ00/index.htm>



埼玉県のマスコット「コバトン」